

消費者セミナーへの講師派遣の御案内

独占禁止法や
景品表示法を
御存知ですか？

公正取引委員会では、消費者団体、地方自治体等が消費者を対象に開催する消費者セミナーについて、御依頼に応じて、講師を派遣し、独占禁止法及び景品表示法を分かりやすく説明いたします。

日程や所要時間等については御要望に沿えるよう調整しますので、お気軽に御連絡ください。



概要

- 1 講習内容 : 国民の生活に密接に関連する独占禁止法と景品表示法について分かりやすく説明します。
- 2 対象者 : 一般消費者の方ならどなたでも！
- 3 所要時間 : 1時間～2時間程度（御相談に応じます）
- 4 講習会場 : 開催者が用意した場所（開催者が用意した場所に当委員会の職員が講師としてお伺いいたします。）
- 5 講習資料 : パンフレットなど説明に使用する資料は全て当委員会が用意します。
- 6 講習費用 : 講師謝金や講師の交通費等は一切不要です。

◆独占禁止法

入札談合や価格カルテルの摘発など、新聞で独占禁止法や公正取引委員会の名前を聞いたことがある方は多いと思います。でも、独占禁止法って**難しい法律だと思いませんか？**実は独占禁止法は、事業者の不正な競争を禁止しており、私たちの**日常生活に深く関わっている**法律なのです。消費者セミナーでは、競争の大切さと共に独占禁止法が定めている内容についてご説明いたします。

☆『独占禁止法』はどんな法律？ ☆『競争』がないとどうなるの？

♥景品表示法

「**食事制限なしで痩せられます！！**」と広告されていたのに実際には**全く効果がなかったり**、「**国産牛肉**」と広告されていたのに**国産でなかった**ときにはどのような法律に違反するかご存知ですか？これらは**不当表示**と呼ばれ、景品表示法で禁止されています。景品表示法は、消費者の利益を守るために**不当景品類と不当表示を禁止**しており、私たちの**日常生活に深く関わっている**法律です。消費者セミナーでは、実際に違反した事例に触れたりして景品表示法が身近なものであることをご説明いたします。

★『景品表示法』はどんな法律？ ★どんなことが違反になるの？

消費者セミナーの内容

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局

北海道事務所 取引課

電話 011-231-6300

東北事務所 取引課

電話 022-225-7096

